

新商品の販路拡大をお考えの中小企業者の皆様へ

令和5（2023）年度

ニュートラ Goods の認定商品の募集について 〈とちぎカーボンニュートラル Goods〉 - 脱炭素製品購入促進事業 -



ニュートラくん

脱炭素に資する新商品の開発・生産に取り組む
県内中小企業者を応援します！！

- ・県の各機関に新商品がPRされるとともに、一般の競争入札制度によらない随意契約による納品が可能となります。
- ・県ホームページへの掲載等によって広くPRするとともに、展示商談会への出展支援等を行うことにより、当該新商品の販路拡大を図ります。

募集期間

令和5（2023）年4月24日（月）から

令和5（2023）年5月31日（水）まで（必着）

対象者

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者^{注1}
- (2) 県内において対象となる新商品を**開発**した又は**生産**^{注2}する者
- (3) 対象となる新商品の生産、販売等に当たり、必要となる法令等を遵守している者

注1) みなし大企業は除きます。 注2) 受託生産は除きます。

対象商品

脱炭素に資する新商品^{注3}で、販売開始後**5年以内**のもの

注3) 食品、医薬品、医薬部外品等は、対象となりません。

裏面へつづく

認定基準

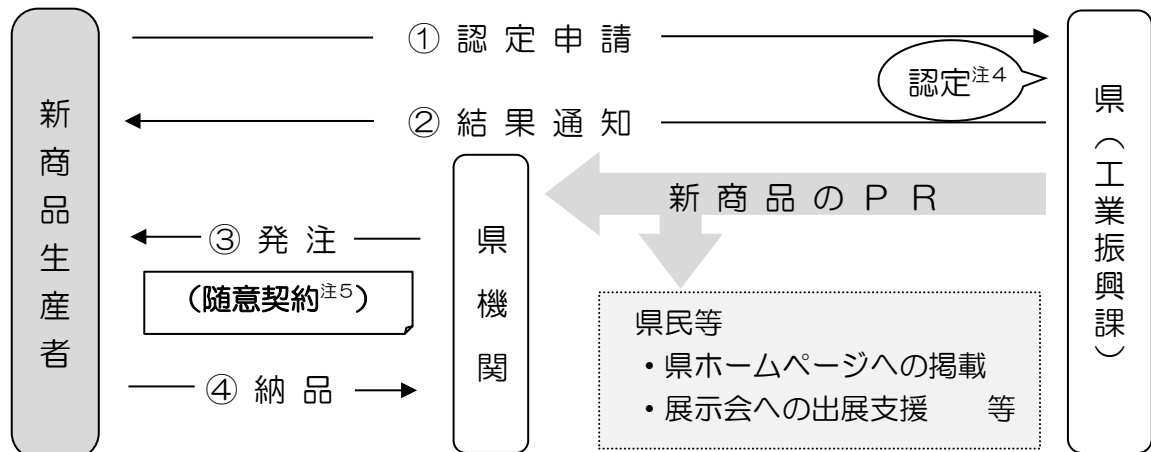
次のいずれにも適合する必要があります。

- (1) **新規性**：既存のものと異なる新規性・独自性が認められるもの
- (2) **環境性**：温室効果ガス排出量の削減効果が高いもの
- (3) **有益性**：技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (4) **実現性**：商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切なもの
- (5) **公益性**：認定に係る実施計画が公序良俗・関係法令に反していないもの

認定期間

決定の日から3年を経過した年度末まで

(例) 決定日：令和5(2023)年8月2日→認定期間：令和5(2023)年8月2日～令和9(2027)年3月31日



注4）外部有識者等からなる審査会において審査の上、決定します。

注5）認定自体は新商品の購入を担保するものではありません。

応募方法

以下の申請書類(各1部)を下記担当課窓口までメール、郵送又は持参してください。

- (1) 認定申請書（別記様式1号）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は写し（法人に限る。）
- (3) 最近2営業期間の財務諸表（決算書、事業報告書又は営業報告書）の写し
- (4) その他新商品等に関する資料

申請書（様式）は、県のホームページからダウンロードが可能です。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/chuushou/nyutoragoods_r5gaiyou.html

【応募・問合せ先】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20
TEL：028-623-3192
E-MAIL：kougyou@pref.tochigi.lg.jp

